

使用前検査申請内容の変更について

発室発第137号
令和5年1月13日

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目2番1号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村松 衛

令和2年4月17日付け発室発第16号をもって申請（令和3年7月27日付け発室発第54号，令和4年3月24日付け発室発第175号にて記載事項変更）しました東海第二発電所使用前検査申請書の記載事項を変更しましたので，实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定により別紙のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

1. 変更内容

1. 1 使用前検査申請書

東海第二発電所

使用前検査申請番号

発室発第16号（令和2年4月17日）

以下，使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

発室発第54号（令和3年7月27日）

発室発第175号（令和4年3月24日）

（変更前）

別紙1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・原子炉本体
- ・核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・原子炉冷却系統施設※¹
- ・計測制御系統施設
- ・放射性廃棄物の廃棄施設
- ・放射線管理施設
- ・原子炉格納施設※²
- ・その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

※1：原子炉冷却系統施設の主配管「残留熱除去系ポンプA～残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器A」，「残留熱除去系ポンプB～残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器B」，「残留熱除去系熱交換器A～A系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器A出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器A出口管合流点～A系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器B出口

管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系ポンプ C～低圧代替注水系残留熱除去系配管 C 系合流点」，「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系配管分岐点」，「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，「A 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053A」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁 E12-F053B」，「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」，「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「弁 E12-F050B～再循環系ポンプ B 吐出管合流点」については，新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を，本申請から除く。

※ 2：原子炉格納施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」，「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」，「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系配管分岐点」，「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」並びに原子炉格納施設の原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部「X-101A, X-101B, X-101C, X-101D」については，新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を，本申請から除く。

(変更後)

別紙 1

東海第二発電所

発電用原子炉施設に係るもの

- ・ 原子炉本体
- ・ 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
- ・ 原子炉冷却系統施設※¹, ※³
- ・ 計測制御系統施設
- ・ 放射性廃棄物の廃棄施設
- ・ 放射線管理施設※⁴
- ・ 原子炉格納施設※², ※⁵
- ・ その他発電用原子炉の附属施設
 - 1 非常用電源設備
 - 2 常用電源設備
 - 3 補助ボイラー
 - 4 火災防護設備
 - 5 浸水防護施設
 - 6 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）
 - 7 非常用取水設備
 - 9 緊急時対策所

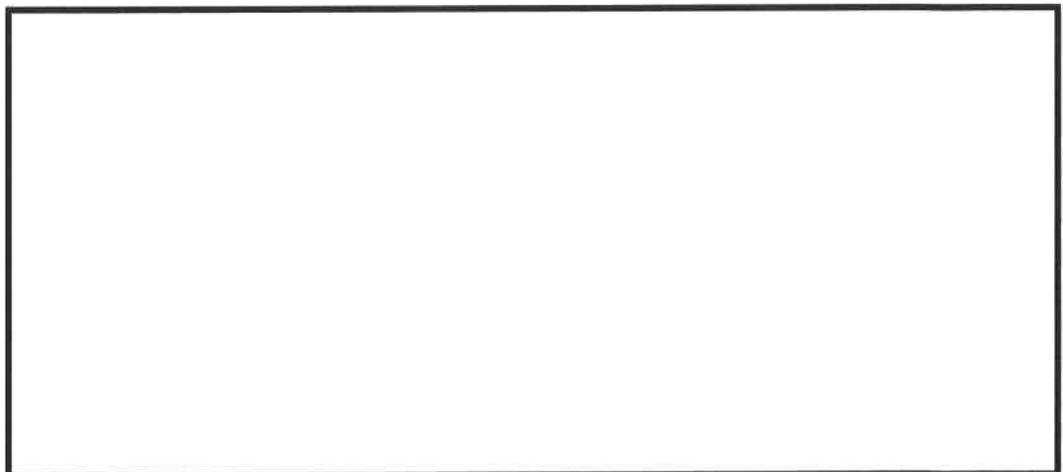
※1：原子炉冷却系統施設の主配管「残留熱除去系ポンプA～残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器A」，「残留熱除去系ポンプB～残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点」，「残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器B」，「残留熱除去系熱交換器A～A系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」，「A系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器A出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器A出口管合流点～A系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「B系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器B出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器B出口管合流点～B系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」，「残留熱除去系熱交換器Aバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器A出口管合流点」，「残留熱除去系熱交換器Bバイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器B出口管合流点」，「残留熱除去系ポンプC～低圧代替注水系残留熱除去系配管C系合流点」，「B系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」，「B系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B系統低圧注水系配管分岐点」，「B系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」，「A系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁E12-F053A」，「B系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～弁E12-F053B」，「A系統サブプレッショ

ン・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」、「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「弁 E12-F050B～再循環系ポンプ B 吐出管合流点」については、新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を、本申請から除く。

※ 2 : 原子炉格納施設の主配管「残留熱除去系ポンプ A～残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点」、「残留熱除去系熱交換器 A バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A」、「残留熱除去系ポンプ B～残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点」、「残留熱除去系熱交換器 B バイパス管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B」、「残留熱除去系熱交換器 A～A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点」、「A 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点」、「残留熱除去系熱交換器 A 出口管合流点～A 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」、「B 系統代替循環冷却系ポンプ吸込管分岐点～残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点」、「残留熱除去系熱交換器 B 出口管合流点～B 系統代替循環冷却系ポンプ吐出管合流点」、「B 系統代替循環冷却系原子炉注水配管合流点～B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点」、「B 系統原子炉停止時冷却系配管分岐点～B 系統低圧注水系統配管分岐点」、「B 系統代替循環冷却系テスト配管合流点～サブプレッション・チェンバ」、「A 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」及び「B 系統サブプレッション・チェンバスプレイ配管分岐点～格納容器スプレイヘッド（サブプレッション・チェンバ側）」並びに原子炉格納施設の原子炉格納容器配管貫通部及び電気配線貫通部「X-101A, X-101B, X-101C, X-101D」については、新たに工事計画の認可（原規規発第 2 1 0 9 2 9 5 号）を受け本申請とは別の申請（令和 4 年 3 月 2 4 日付け発室発第 1 7 9 号）を行った範囲を、本申請から除く。

※ 3 :

※ 4 :



※5 :

2. 変更理由

申請対象となる発電用原子炉施設の一部変更※に伴い、「申請に係る発電用原子炉施設の概要」を変更する。

※：令和4年11月16日付け原規規発第22111610号にて認可された工事計画の設備について、本申請対象から除き令和5年1月13日付け発室発第136号にて検査を受検する。

の内容は防護上の観点から公開できません。